

岬町物価高騰追加対策事業者支援金に関するお知らせ

1. 岬町物価高騰追加対策事業者支援金とは

円安や社会情勢の変化により、物価やエネルギー価格の高騰による影響が広く多業種に及んでいる現状を鑑み、町内事業者の負担軽減を図るため支援金を交付します。今回、岬町物価高騰対策事業者支援金（以下「事業者支援金」という。）の交付を受けた町内事業者の方を対象に追加交付を行います。また、これまで事業者支援金の交付申請ができなかった事業者の方についても交付申請を受け付けます。

2. 交付額

1事業者につき一律5万円

3. 対象要件

令和5年6月30日以前に開業・設立し、岬町内に事業所や店舗のある中小法人・個人事業主・その他法人で、下記の(1)~(5)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 岬町物価高騰対策事業者支援金の交付を受けていること。
- (2) 令和5年6月30日以前より事業を営み、今後も事業継続の意思があること。

- (3) 岬町の町税において滞納がないこと。
- (4) 風俗営業適正化法に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業でないこと。
- (5) 岬町暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員又は密接関係者でないこと。

※これまでに岬町物価高騰対策事業者支援金の交付申請をしていない事業者の方も、事業者支援金の交付申請を行い、交付を受けることで本支援金の交付申請ができます。

※令和5年7月1日以降に開業された方は、対象外となりますのでご了承ください。

4. 申請受付期間

以下のとおり。

【書類申請の受付日程】

申請受付 令和6年1月17日（水）～ 同年2月14日（水）

審査・訂正 令和6年1月17日（水）～ 同年2月21日（水）

※ただし、土・日・祝日は除きます。

※令和6年2月15日（木）以降の申請は受付できません。

※訂正した申請書及び不足書類は、令和6年2月21日（水）までにご提出ください。

5. 申請方法

(1) 事業者支援金の申請について

支援金の申請にあたっては、以下の書類をご準備のうえ郵送にて、岬町商工会へご提出ください。

ア 岬町物価高騰追加対策事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

イ 岬町物価高騰追加対策事業者支援金申告書・誓約書・同意書（様式第2号）

※ア及びイの様式は事業者に郵送いたします。また、岬町ホームページにてダウンロードできるほか、岬町商工会、岬町産業観光促進課（役場1階）でも配布しております。

※その他必要な書類等提出を求める場合があります。

※書類に不備がある場合は、後日、岬町商工会よりご連絡いたします。

※詳細は岬町ホームページに掲載しておりますので併せてご確認ください。

(2) 事業者支援金の申請時から申請内容に変更がある場合

以前に交付した事業者支援金の申請時から申請内容に変更（決算期及び申告期限が未到来だったため確定申告が提出できなかった法人、振込口座が変更となった個人事業主及び法人、住所等が変更となった個人事業主及び法人の代表者など）があった場合は、以下の書類も併せて提出してください。

ア 直近の法人町民税確定申告書の写し（決算期及び申告期限が到来した場合）

岬町税務課に提出した直近の「法人町民税確定申告書」の写しをご提出ください。また、電子申告されている場合は、岬町税務課発行の「電子申告受付完了通知」を必ず添付してください。

イ 振込口座通帳の写し（振込口座を変更する場合）

振込口座に変更があった場合は、通帳の写しを提出してください。

（個人事業主名義又は法人名義のものに限ります。）

ウ 本人確認書類の写し（住所等が変更となった場合）

住所等が変更となった場合は、本人確認書類の写しを提出してください。

（例：運転免許証（表面と裏面の両方）、マイナンバーカード（表面）、健康保険証）

エ その他町長が必要と認める書類

6. 申請書類提出先（お問合せ先）

岬町商工会

住 所 岬町深日 746-748

電話番号 072-492-3311

F A X 072-492-2389

受付時間 平日の 9:00 から 17:15 まで（ただし、12 時～13 時を除く。）